平成２１年（フ）第５２５３号
大阪府高槻市庄所町14番14号
債務者　徳田　英隆
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２５４号
大阪府高槻市庄所町14番14号
債務者　徳田弥寿恵
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２６１号
大阪府豊中市勝部１丁目85番地
債務者　中村　昌子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７０号
大阪市福島区鷺洲３丁目７番25―610号
債務者　杉下　壽一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７３号
大阪市西成区千本北１丁目11番12号　コーポサン204
債務者　内田　五希
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７７号
大阪府門真市脇田町２番３―708号
債務者　帆足　　満
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７９号
大阪府守口市淀江町５番１―206号
債務者　小橋　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２８１号
大阪市平野区長吉出戸２丁目21番17―304号
債務者　安井　百美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０２号
堺市北区東三国ヶ丘町３丁５番５―703号、前住所堺市堺区三宝町２丁105番地４　907号
債務者　北口　　均
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目2403番地
債務者　レンタルビデオスカイこと　東野　正一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５３号
福岡市城南区七隈２丁目６番10号
債務者　磯口五津美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８５８号
福岡市城南区別府２丁目７番４号
債務者　石川　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８８８号
福岡県朝倉市甘木1221番地５―203号
債務者　佐々木正剛
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９０３号
福岡市中央区福浜１丁目１番10―1405号
債務者　小田部弘之
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０５４号
福岡市南区井尻５丁目16番31―102号
債務者　櫻木　全徳（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１３２号
福岡市早良区田村４丁目16番16―306号
債務者　横山　直美（旧姓島）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３３８号
名古屋市中区千代田２丁目19番20号トーカンマンション鶴舞302号
債務者　嶋村美百里
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３７１号
福岡市博多区神屋町３番３―501号
債務者　野口　直子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４００号
福岡市博多区比恵町15番19―204号
債務者　下宮　緩子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部